保護者各位

富山県立雄山高等学校
校長　塩　原　優　子

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止の取扱いについて

初夏の候　保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校教育に対してご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先日、登校時には自宅で検温と健康状態の確認を行っていただくとともに、学校でも健康観察を行う旨をお知らせしたところです。

学校保健安全法第１９条ならびに、厚生労働省および文部科学省からの通達を受けて、本校では下記の場合において出席停止の措置をとることとしております。保健所や厚生センターからの指示や要請があった場合は、その指示に従ってください。ご理解とご協力をお願いいたします。

下記の状況が発生した場合は、学校へ速やかに連絡いただきますようお願いいたします。

登校再開の際には、「新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止連絡票」を担任に提出してください。さらに、本人が感染し治癒した場合は、「登校許可証明書」（医師記入）の提出も必要になります。これらの各種書類は、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

記

【出席停止となる場合】

① 生徒本人が新型コロナウイルス感染症と診断された。
② 生徒が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定された。
③ 生徒の家族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定された。
④ 発熱等の風邪症状が見られ、自宅で休養した。
　※ 医療機関による診断の有無に関わらず、学校長が認めた場合
⑤ その他
　※ その他の事由について、学校長が認めた場合